

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 24.3.7 第 180 回国会第 5 号

3月7日(水)、第5回の委員会が開かれました。

1 福島復興再生特別措置法案(内閣提出第23号)

- ・平野文部科学大臣、鹿野農林水産大臣、細野環境大臣(原子力行政担当・原発事故の収束及び再発防止担当)、平野国務大臣(復興大臣・東日本大震災総括担当)、松下復興副大臣兼内閣府副大臣、黄川田総務副大臣、辻厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、柳澤経済産業副大臣、奥田国土交通副大臣、園田内閣府大臣政務官、中根経済産業大臣政務官及び高山環境大臣政務官に対し質疑を行いました。

石原 洋三郎君(民主)

- ・原子力事故の被害に関する損害賠償について、障害のある被災者も申請できるよう配慮が必要と思われるが、政府の対応を伺いたい。
- ・福島第一原子力発電所の廃炉までには30~40年かかるとされているが、この間に東日本大震災と同等な規模の地震や津波があった場合の対応策を政府は考えているのか。
- ・自治体によって土地の買上げ価格にばらつきができる可能性があるため、国が調整を行う必要があるのではないか。

太田 和美君(民主)

- ・原子力発電所事故による放射能汚染という福島県の特異な現状を踏まえて、福島県の復興に向けた平野復興大臣の決意を伺いたい。
- ・昨年12月に提出された低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書の提言に、「福島県は20年後を目途にがん死亡率が全国で最も低い県を目指すべき」とあるが、その実現に向けて政府はどのように取り組んでいくのか。
- ・被災者が将来の生活設計をしやすくなるよう放射能汚染の予測マップを作成する必要があるのではないか。

齋藤 やすのり君(きづな)

- ・避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下を「避難指示解除準備区域」に設定するとしているが、広範囲に汚染されている地域の除染の効果はどのくらいになるのか、政府の見解を伺いたい。
- ・避難指示区域について分類をし直した結果、帰還困難区域に設定され被災者が帰還できなくなった場合に、国が土地を買い上げることとなると思うが、その判断はいつ頃するのか。

吉野 正 芳君(自民)

- ・昨年12月、野田総理大臣は福島第一原子力発電所事故は収束したと宣言したが、事故は継続しており冷温停止状態がかるうじて続いていると思われる。この収束宣言は撤回して修正する必要があるのではないか。
- ・本日の朝日新聞で、福島県双葉郡の自治体が「仮の町」を作るため、移転先の土地を探していると報道されているが、なぜそこまで末端の町がやらなければいけないのか。本法案には戻れない地域の方々、一番困っている方々のための施策が抜け落ちているのではないか。
- ・原子力政策は国が国策として行ってきたにも関わらず、本法案には国の責任が明記されていないが、明確に規定すべきではないか。

梶山 弘志君(自民)

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生はどのような状況になれば達成されたと考えるのか、平野復興大臣の見解を伺いたい。
- ・昨年12月、原子力災害対策本部が公表した「避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方」では、本年3月を目途に新たな避難指示区域を設定することを目指しているが、その前提となる除染作業の進捗状況について伺いたい。
- ・津波や原子力災害により被害を受けた福島の沿岸地域において、街づくりを含めた駅舎や鉄道路線等の復旧・復興をどのように進めていくのか。

秋葉 賢也君(自民)

- ・政府は、今後、子供の健康被害を防止するための施策を立法化することを検討しているのか。
- ・宮城県丸森町は、避難指示区域等に近く、線量が高い場所がある等の理由から、「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補」に基づく自主的避難等に係る損害の

対象地域にするべきと考えるが、平野文部科学大臣の見解を伺いたい。

・原子力損害賠償に係る中間指針追補により自主的避難者には損害額の賠償が認められているが、この損害の認められる期間については、どのように考えているのか。

高木 美智代君（公明）

- ・福島復興及び再生の責任は、これまで原子力政策を推進してきた国にあると考えるが、本法案において「国の責務」という弱い書きぶりとなり「国の責任」と明記されなかったのはなぜか。
- ・福島県が基金を創設して実施している県民健康管理調査について、基金が枯渇しないよう、国が責任を持って財政上の措置を講ずるべきではないか。
- ・福島県が独自で実施する18歳以下の県民の医療費無料化については、基金が活用できることを本法案に明記すべきではないか。
- ・原発依存からの脱却のため、電源三法に基づく交付金を辞退した福島県の地方自治体が、安定的な財源を確保し復旧・復興を進められるよう、これらの交付金制度を見直すべきではないか。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・福島県の人口は昨年と本年2月1日現在を比べると約6万人余りが県外に流出しているが、その理由は何か。また、本法案は、いわゆる自主避難した方も対象とされているのか確認したい。
- ・子どもが外遊びのできない生活が長く続き、心と身体に変化が起きていることについて調査が必要ではないか。
- ・本法案第24条では福島県が健康管理調査を行うことができるとされているが、内部被ばくの健康被害は未知の分野であることや、長期的に調査を行わなければならないことから、国が同調査を行うべきではないか。

吉泉 秀男君（社民）

- ・本法案では、原子力災害と規定されているが、これは原子力事故と規定すべきではないか。事故と規定すれば、被害者と加害者がはっきりとし、責任が明確になると思うが、平野復興大臣の所見を伺いたい。
- ・本法案では、再生可能エネルギー源の利用について福島県知事が重点推進計画を作成することとなっているが、国が率先して関与すべき課題ではないか。平野復興大臣の所見を伺いたい。

柿澤 未途君（みんな）

- ・原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員、調査官等は絶対的に不足しており、これが賠償の支払いの遅れにもつながることから、増員が急務であると考え、平野文部科学大臣の見解を伺いたい。